

岐阜県公報

第二千六百四十一号
平成二十七年四月二十一日

(火曜日)

目次

告示

- 包括外部監査契約の締結 (行政管理課) 三〇三
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定の変更 (新産業振興課) 三〇三
- 肥料の登録の有効期間の更新 (農産園芸課) 三〇四
- 肥料の登録事項変更の届出 (同) 三〇五
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 三〇五
- 解除予定保安林とする旨の通知 (同) 三〇〇

公示

- 普通肥料検査の結果 (農産園芸課) 三二〇
- 公共測量の終了 (用地課) 三二一
- 落札者等に関する公示 (西濃県事務所) 三二一
- 落札者等に関する公示 (会計課) 三三一

告示

岐阜県告示第三百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 契約の始期 平成二十七年四月一日
- 二 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払(ただし、必要に応じて前金払をする。)
- 四 契約の相手方 住所 不破郡垂井町三三〇九番地の四
氏名 渋谷 英司
資格 公認会計士

岐阜県告示第三百六号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項の規定により指定した指定法人について、次のとおり変更があったので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	株式会社加藤製作所	主たる事務所の所在地	各務原市各務東町五丁目 八二番地の二〇	指定 年月日	平成 二五・三・三	指定有効期限 変更前	平成 二五・三・三	変更後	平成 二五・九・三
旭金属工業株式会社	京都府京都市上京区下立 売通智恵光院西入丸屋 町五〇三番地	平成 二五・三・三	同	平成 二六・三・三					

岐阜県告示第三百七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
岐阜県第 六六五号	混合石灰肥 料	一三混合石 灰F一〇号	アルカリ分 五〇・〇 可溶性苦土 一三・〇	公定規 格のと おり	大垣市赤坂町三七五 一番地 上田石灰製造株式会 社
岐阜県第 六六八号	混合石灰肥 料	一五粒状團 地土壌改良 用混合石灰	アルカリ分 五〇・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同
岐阜県第 六六九号	炭酸カルシ ウム肥料	細粒苦土カ ル	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一四・〇	同	同
岐阜県第 六七一号	混合石灰肥 料	一五團地土 壌改良用混	アルカリ分 五〇・〇	同	同

岐阜県第 七〇七号	炭酸カルシ ウム肥料	くみあい苦 土炭酸石灰 二号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土 一一・〇	同	同
岐阜県第 七〇八号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸苦 土石灰肥料	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土 一一・〇	同	同
岐阜県第 七〇六号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸苦土石 灰肥料二号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土 一一・〇	公定規 格のと おり	大垣市赤坂町二〇九 三番地 河合石灰工業株式会 社
岐阜県第 七〇五号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	同	大垣市赤坂町三七五 一番地 上田石灰製造株式会 社
岐阜県第 七〇四号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	該当な し	大垣市赤坂町二〇九 三番地 河合石灰工業株式会 社
岐阜県第 六七五号	炭酸カルシ ウム肥料	苦土カル四 号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同

岐阜県第 八一〇号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状一六炭 酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一一・〇	同	大垣市赤坂町三三五 一番地 マルアイ石灰工業株
岐阜県第 八〇九号	炭酸カルシ ウム肥料	一六炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土一一・〇	同	同
岐阜県第 八〇八号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状一六炭 酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土一一・〇	同	海津市南濃町津屋二 八二三番地一六九 有有限会社クラウンパ ル
岐阜県第 七五二号	混合石灰肥 料	粒状園地土 壤改良混合 石灰四三	アルカリ分 四三・〇 可溶性苦土 一一・〇	同	同
岐阜県第 七五一号	混合石灰肥 料	園地土壌改 良混合石灰 四三	アルカリ分 四三・〇 可溶性苦土 一一・〇	同	同
岐阜県第 七四九号	混合石灰肥 料	粒状園地土 壤改良用混 合石灰三〇	アルカリ分 四二・〇 可溶性苦土 一四・〇	同	大垣市赤坂町三七五 一番地 上田石灰製造株式会 社
岐阜県第 七〇九号	炭酸カルシ ウム肥料	くみあい粒 状苦土炭酸 石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土一一・〇	同	同

岐阜県第 八一〇号	炭酸カルシ ウム肥料	一六炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土一一・〇	同	同	式会社
--------------	---------------	--------------	--------------------------------------------------	---	---	-----

岐阜県告示第三百八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次の肥料の登録事項変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更のあった事項
岐阜県 第八三 五号	混合石灰 肥料	苦土石灰か きから混合 肥料	新日本アグリシ ステム株式会社	生産業者の住 所 千葉県成田市 滑川二二四五 番地 生産業者の住 所 東京都中央区 京橋一丁目一 八番一号

岐阜県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

高山市国府町八日町字舟サコ一九一五、一九一七、字七回り一九三六、一九四五の

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

関市武芸川町谷口字荒神洞二一五一（次の図に示す部分に限る。）

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

可児市兼山字庚甲塚一〇五の二、一〇六の二、一〇六の五、一〇六の六、字宮町三

二三四の四から三三三の七まで

指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び可児市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町市島字大洞二七三三の三、二七二四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

岐阜県告示第三百十四号

郡上市大和町大間見字江島六〇〇、六〇一、六〇二の一、字則重八三〇の一、八三〇の二、八三三、八三四、八三五の三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十四号

保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町恩地字我門六八の一、六八の四、七〇、七二の一、七二の二、字野口一七五、一七七

岐阜県知事 古 田 肇

保安林予定森林の所在場所

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十四号

保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町恩地字我門六八の一、六八の四、七〇、七二の一、七二の二、字野口一七五、一七七

岐阜県知事 古 田 肇

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町戸部字倉洞六七三の一

- 二 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町弓掛字弓掛谷三九二の一、三九三の一、三九四、三九五、三九六の一、三九六の二

- 二 指定の目的

水源の涵養

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町弓掛字八ザマ一四六の七、一四六の八

- 二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字岩ヶ平三三三八の三、三三三三四の一、三三三三五、三三三四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平四二〇〇の二六から四二〇〇の二八まで、四一〇四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町坂ノ東字熊之島六五四六の一、六五四六の二、六五四九の二、六五五〇の三、六五五九から六五六一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市清見町上小鳥字松ノ木峠九五七の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）
字スクシラ九五八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

送電変電設備用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

普通肥料検査の結果

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定により行つた普通肥料の検査結果の概要を、同条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十七年三月実施検査

肥料の種類	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要	
			分析検査項目	保証票の検査その他
生石灰	近藤石灰工業株式会社	九〇生石灰	アルカリ	
消石灰	マルアイ石灰工業株式会社	七〇消石灰	アルカリ	

備考 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 空欄は、指摘事項等の該当がない場合である。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 謙

一 作業機関

垂井町

二 作業種類

公共測量（都市計画）

三 作業期間

平成二十六年八月二十七日から

同 二十七年三月二十五日まで

四 作業地域

不破郡垂井町

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県西濃総合庁舎、岐阜県揖斐総合庁舎等で使用する電気 1,304,098kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成26年12月26日
- 4 落札者を決定した日 平成27年2月19日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区六本木一丁目8番7号

株式会社 F Power

代表取締役 洞 洋平

6 落札金額 27,862,863円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県西濃県事務所振興防災課管理調整係

(2) 所在地 大垣市江崎町422番地3

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気 2,943,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年1月23日
- 4 落札者を決定した日 平成27年3月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区六本木一丁目8番7号
株式会社 F Power
代表取締役 洞 洋平
- 6 落札金額 56,686,629円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十七年四月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社